

二段階一般競争入札に係る第1回質疑回答書

番号	案内書の該当ページ	質疑内容	回答
1	6	<p>・旧建物について 旧建物につきまして、建物の杭はございましたでしょうか。解体の際は、どのような処理をしておりますか。</p>	<p>物件番号1の旧建物については、令和4年に解体工事を実施しています。建物解体時の資料は、閲覧に供しておりますので、ご確認ください。</p>
2	38・39	<p>・貸付料について 3年毎に賃料はいくら上がるのでしょうか。下がることはありますか。貸付料算定基準とは、具体的にどのようなもの（計算）でしょうか。</p>	<p>第4年次以降の貸付料については、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達別添1「普通財産貸付料算定基準」第1-1の規定を準用して算出します。 国有財産有償貸付合意書第6条第2項及び第3項に基づき、3年毎に貸付料は増減するものをご理解ください。</p>
3	44	<p>・借主からの中途解約について(第24条) 解約予告期間の1年前を6ヶ月前に変更はできますか。又、2項の甲(国)に損害が生じる場合とは、どのような場合でしょうか。合意書記載の通り、更地にて原状回復を行い、甲(国)へ引渡しをした場合は、損害賠償は無しで宜しいと解釈して良いでしょうか。</p>	<p>解約予告期間については、変更は出来ません。 合意書第24条第2項の「甲(国)に損害が生じた」場合については、個別具体的に判断することになるため、お示しすることはできません。</p>